

千葉市公告第303号

千葉市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和54年千葉市条例第34号）第4条の規定により、令和2年度における都市計画下水道事業受益者負担金の賦課対象区域を定めたので公告します。

令和2年5月12日

千葉市長 熊谷俊人

1 賦課対象区域

【印旛処理区】

花見川区

朝日ヶ丘2丁目、柏井町、作新台4・5・7丁目、三角町、武石町1丁目、千種町、長作町、幕張町5丁目、幕張本郷1丁目 の各一部

稲毛区

小中台町、小深町、園生町、長沼原町、宮野木町 の各一部

【南部処理区】

中央区

今井町、生実町、要町、川戸町、千葉寺町、仁戸名町、浜野町、星久喜町、村田町、矢作町 の各一部

稲毛区

作草部町、山王町 の各一部

若葉区

太田町、小倉町、加曾利町、川井町、桜木北3丁目、殿台町、西都賀5丁目、源町、若松町 の各一部

緑区

鎌取町、下大和田町、大膳野町、高津戸町、土気町、古市場町、辺田町、誉田町2・3丁目 の各一部

その図は、千葉市建設局下水道管理部下水道営業課において、公告日以降供覧します。